アルバイト給 与 規 程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

第1章 総 則

第1条 (目的)

株式会社KPMG Ignition Tokyo(以下「会社」という。)のアルバイトの給与は、アルバイト就業規則第48条の規定に従い本規程の定めるところによる。

第2条 (適用範囲)

本規程の適用対象者は、アルバイト就業規則第2条のアルバイトとする。

第3条 (管理・監督者)

アルバイトは管理・監督者として扱わない。

第2章 給 与

第4条 (給与決定の原則)

給与は、アルバイトの学歴・資格・職務経験等に基づいて会社が決定する。

第5条 (給与体系)

給与体系及びその項目を次の通りとする。

- (1) 基準内給与
 - ① 基本給与
 - ② 通勤手当
 - ③ その他手当
- (2) 基準外給与
 - ① 休日勤務手当
 - ② 時間外勤務手当
 - ③ 深夜勤務手当

第6条 (給与の支払形態)

給与の支払形態は、時給制とする。

第7条 (給与支払の原則)

給与はその全額を通貨で直接、またはアルバイトが指定する本人名義の預金 または貯金口座への振込によりアルバイトに支払う。

第8条 (虚偽の届出)

アルバイトが虚偽の届出をなし、または所定の届出を怠って不当の支給を受けたときはその金額を返還させる。

第9条 (給与の計算期間、締切日、支払日)

給与の締切日は毎月末日とし、これを翌月の25日に支払う。

2. 給与の支払日が金融機関の休日に当たる場合には、その前営業日に支払う。

第10条 (給与の端数計算)

各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

- 2. 給与から控除すべき項目に1円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てる。
- 3. 給与の支払額に1円未満の端数を生じたときは、1円に切り上げる。

第11条 (削除)

第12条 (給与の不支給)

給与計算期間における所定勤務時間の一部または全部を欠勤、遅刻、早 退、私用外出、その他の事由により休業したときは、これに対する給与は 原則として支給しない。

2. 全日数にわたって通勤しないことになる場合は、通勤手当を支給しない。

第13条 (全額払いの例外)

給与は法令により控除すべきもの及び従業員の過半数を代表するものとの協 定によるものは、これから控除する。

第14条 (欠勤及び休職・休業期間中の取扱)

欠勤及び休業期間中の社会保険料等本人負担分の立替金が発生 したときは、その都度、当該月の末日までにアルバイトに請求するものと し、アルバイトは会社が指定する日までに指定口座に振り込むものとす る。

第15条 (非常時払い等)

アルバイトが次の各号の一に該当し、かつその請求があった場合には、 第9条に定める期日以前であっても、既往の労働に対する給与(ただし、 会社に異議のある部分を除く)を支払う。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が退職し、または解雇されたとき
- (3) その他会社がやむを得ない事由があると認めたとき

第16条 (退職時の金品の返還)

アルバイトが死亡または退職(解雇を含む)した場合において、アルバイトの 請求があるときには、会社に異議のある部分を除き、アルバイトの権利に属する 金品(積立金、保証金、貯金等名称のいかんを問わない。)を7日以内に返還す る。

第17条 (支給者の特例)

アルバイトが死亡した場合の給与等は、会社が労働基準法施行規則に照ら し、適当と認めた遺族に支給する。

第18条 (削除)

第19条の1 (通勤手当)

通勤は公共交通機関の利用に限る。原則として往復の交通費の実費に出 勤日数を乗じた金額を、アルバイトの申請に基づいて月ごと精算する。た だし、出勤日数によっては、出勤日数に応じた実費精算に替えて、一定期 間の定期代を支給することがある。支給金額は所得税法の規定による非課 税額を限度とする。なお、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的 かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとする。

- 2. 通勤に新幹線もしくは特急を使用したときは、通勤手当の対象としない。
- 3. 通勤に自転車を利用し最寄駅へ寄託する場合、その実費を支給する。 ただし、自宅から最寄駅まで公共交通機関を利用する場合に要する費用を 限度とする。
- 4. 住居の変更により乗車区間及び乗車機関を変更しようとする者には、 所定の手続きを経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

5. 通勤経路の変更があった場合には速やかに申請しなければならない。

第19条の2 (社宅の貸与)

会社は自宅からの通勤が困難なアルバイトに対し借り上げ社宅を貸与することがある。

2. 会社は労使協定に基づき別途定める社宅使用料を、社宅貸与を受ける者の毎月の給与から控除する。

第20条 (基準外給与の算定基礎額)

基準外給与の算定基礎額は、基本給与の額とする。

第21条 (基準外給与の決定)

休日勤務手当

- (イ) 法定休日に勤務した場合は、代休を与え、且つ勤務1時間につき、時間単価の35%の金額を支給する。なお、付与された代休を当月内に取得できなかった場合は、勤務1時間につき、時間単価の100%(円未満切上げ)の金額を支給する。
- (ロ) 法定外休日に勤務した場合は、代休を与え、且つ勤務1時間につき、時給の25%の金額を支給する。なお、付与された代休を当月内に取得できなかった場合は、勤務1時間につき、時給の100%(円未満切上げ)の金額を支給する。

2. 時間外勤務手当

所定勤務時間外に勤務した場合は、勤務1時間につき、以下の率により算出した金額を支給する。

- (イ) 下記 (ロ)、(ハ) 以外の所定外勤務時間について 時給の100%
- (ロ) 法定労働時間 (1日8時間) を超える時間について 時給の125%
- (ハ) 法定労働時間(1日8時間)を超える時間及び法定外休日の労働時間の1ヶ月合計が60時間を超える時間について時給の25%を加算

3. 深夜勤務手当

深夜(午後10時以降翌日午前5時迄)に時間外勤務を命じた場合には、基本給 与の25%を前各項に加算して支給する。

第22条 (年次有給休暇・特別有給休暇の取扱)

アルバイト就業規則第35条に定める休暇についての給与は、所定労働時間を勤務したものとみなして取り扱う。

第23条 (給与の見直し)

給与の見直しは基本給与について行なうものとする。

2. 会社はその裁量により、契約更新時に給与の見直しを行うことがある。

第24条 (給与の見直しの保留)

次の各号の一に該当する者は給与の見直しを行なわないことがある。

- (1) 契約期間における勤務日が所定労働日数の8割に満たない者
- (2) 著しく勤務成績の悪い者
- (3) アルバイト就業規則に定める懲戒処分を受けた者
- (4) その他会社が昇給が適当でないと認めた者

第25条 (業績賞与)

アルバイトに業績賞与は支給しない。

第26条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2021年4月1日制定